

茂原市地域密着型サービス等の施設整備に係る事業者選定方針

1 目的

茂原市は、保険者として市民に最適な介護サービスの確保を行うものであり、また、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、地域密着型サービス事業については事業者の指定及び監督権限を有している。

このため、茂原市は、公的介護施設等の設置要望について、地域の福祉資源の分布や高齢者の居住状況、その他、事業の確実性など多角的な視点から検討や調査を行い、長期的かつ安定的に運営される施設等の設置を進める必要があるため、その選定方針を定めるものである。

2 選定の考え方

- (1) 茂原市の介護保険事業計画に適合しているとともに、居宅事業及び入所系事業の場合であっても広く地域に開かれ、地域における高齢者のため「地域包括ケアシステム」の推進拠点としての機能を発揮できる事業者を選定するものとする。
- (2) 事業者の役員等が社会福祉に対して熱意と知識、経験を有し、健全な法人及び施設運営が確実な事業者を選定するものとする。
- (3) 選考に当たっては、事業者及びその他関係者から疑惑を招くことのないよう、公平・公正な事業者選定を行うものとする。

3 選定方法

- (1) 公平を期するため、茂原市が定めた期日までに提出された指定の書面及び添付資料を審査の対象とする。
- (2) 公正及び透明性を確保するため、審査は「4 審査の方法」により第一次審査は担当課による書面審査、第二次審査は茂原市公的介護施設等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）における事業者からの説明及び聴き取りによって行うものとする。
- (3) 第二次審査は、原則として代表者（理事長又は代表取締役）、施設長（管理者）又はその予定者の出席を求め、これらの者が事業の説明を行うものとする。設計会社やコンサルタント等が出席する場合は、基本計画図面（建築関係）についてのみ、対応を可とする。なお、事業提案は別記「評価項目・採点項目」に記載の順で具体的に説明を行うこと。

4 審査の方法

(1) 審査は二段階に分けて行い、第一次審査を経た事業者でなければ、第二次審査の対象としない。

なお、第一次審査の書面審査においては、次の事項の確認を行うものとする。

- ① 申込書をはじめとする提出書類及びこれに係る添付書類に不備がないこと。
- ② 提案事業が、令和7年度中（令和8年3月31日まで）に整備される計画であること。
- ③ 土地の確保の実行性があること。
 - ・ 新たに事業用地を確保する場合は、売買確約書等の状況が分かる資料を提示すること（選定されない場合もあるので審査前の購入は必須ではない）。
 - ・ 借地等の場合は、建物の財産処分制限期間以上の使用が可能であること。
 - ・ 抵当権等の権利が設定されている場合は、権利者が発行した権利の抹消を確約する書面を提示すること。
- ④ 資金計画に実行性があること。
 - ・ 事業者には施設建設及び運営管理に係る十分な自己資金があること。
 - ・ 寄付金がある場合、寄付者の意思表示が明確であること。
 - ・ 借入を予定している場合、借入先（金融機関等）の承諾があり、返済計画が明確であること。また、補助事業により実施する場合は、担保提供について法令等に規定する手続きが必要であること。

(注1) 自己資金には「寄付金」を含む。

(注2) 自己資金が無しの場合は計画は「不可」とする。

(2) 第二次審査においては、委員会で別記「評価項目・採点項目」により書面及び聴き取り調査を行い、その結果を基に総合的に評価し、事業者を選定する。

審査の結果、事業者が審査の条件を満たさない場合は、一事業者のみの応募であっても、採択しないものとする。

5 選定結果及び公表

選定結果はそれぞれの事業者に書面により通知し、あわせて茂原市公式ウェブサイトにて公表するものとする。

6 その他

この選定方針によりがたい場合は、委員会において協議し、別に定めるものとする。